



150号
発行所 長門市役所
編集人 荒川 惣一

追加予算など可決

第一回臨時市議会おわる

今年はじめの臨時市議会は、さる一月二十日午前九時から開かれました。

当日上程された議案のおもなものは次のとおりです。

●長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正

●市長等の給与に関する条例の一部改正

●一般職の職員給与に関する条例の一部改正

●財産の取得

●(説明)
33年山口国体相撲会場用地として取得するもの

●36年度長門市一般、特別両会計の追加予算(才三次)

●(おもな事業)
△大講堂内部改修と庁舎移転

△只の浜海岸、真弓の木道路、深川川災害土木復旧

△36年災害漁港復旧工事

△国体相撲会場、自衛隊要

今月の納税メモ
固定資産税(含都市計画税) 四期分
国民健康保険料 二月分
納期限 二月二十八日まで
いづれも二月二十八日まで

以上の資産を受けた人
ただし、昭和35年、36年の二年であつても毎年受けた資産が一〇万円以上の人
2 申告と納税は
二月一日から二月末まで
3 申告がおくれると
無申告加算税を余分に納めなければなりません。
その他、くわしいことは
長門税務署におたずね下さい。

2月5日から 大講堂で執務

すでに
お知らせ
してあり
ますが、
新市庁舎
建築のた
めに、現
在の市民
課、収入
役室、総
務課、財
政課など

の市役所本館と福祉事務所、
経済課、税務課の別館は、と
りこわさなくてはならないの
で、そのために、中央公民館
大講堂の内部を改造し、これ
らを受容することになりました
その移動について出来る

だけ市民のみなさんにご迷惑
をかけないようにと来る二月
三日(土)と四日(日)の二
日間に行ないます。
なお、移動した各課の配置
図は次のとおりです。

36年分贈与税の申告と納付

1 贈与税の申告納付をしなければいけない人
2 36年中に贈与により取得した資産が二〇万円以上の人
3 昭和34年から36年までの間に同一人より毎年一〇万円

準母子福祉年金はどの様な場合に支給されるか

準母子福祉年金は夫(息子)父、又は祖父が死亡した場合にその死亡の当時これらの者によつて生計を維持した二十才をこえる祖母又は姉が次のような準母子状態にあるとき支給されます。

支給に必要な条件
一 夫が死亡した場合に祖母が孫と、姉が弟妹と生計を同じ

たばこは市内で買ひましょう

計を同じくしていること
二(息子)が死亡した場合は
独身の祖母が孫と(死亡した
息子の子に限定されない)生
計を同じくしていること
三父が死亡した場合は、その
子たる独身の姉がその弟妹と
生計を同じくしていること
四祖父が死亡した場合はその
孫たる独身の姉がその弟と生

各課配置図

